

京都市消防局訓令乙第14号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第10条第2項中「部長」を「部長等」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 副部長の任務は別に定める。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、部に副部長が置かれているときは、当該副部長が部長の任務を代行する。

第12条の表中

司令部	安全救急部長及び警防部長	統制長	を に
司令部	警防部長	統制長	
救急部	安全救急部長	救急班長	

改め、同条第2項を削る。

第13条第1項中「安全救急部災害情報管理課長（以下「災害情報管理課長」という。）」を「警防部指令課長（以下「指令課長」という。）」に改める。

第14条の表中

救急班	安全救急部救急課長	を削り、
調整班	警防部警防計画課長	を、

調整班	警防部警防計画課長	に、
救急班	安全救急部救急課長	
情報支援班	安全救急部情報通信課長	

「当務の警防司令隊長」を

「当務の本部指揮救助隊長」に改める。

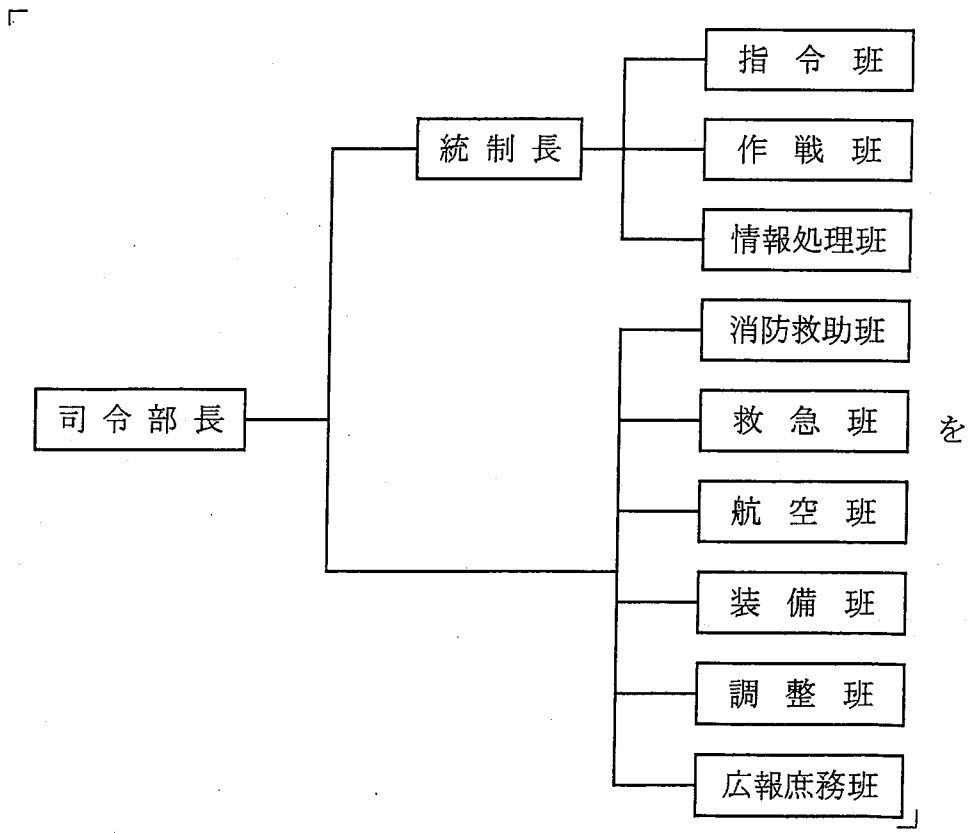
第15条中「災害情報管理課長」を「指令課長」に改める。

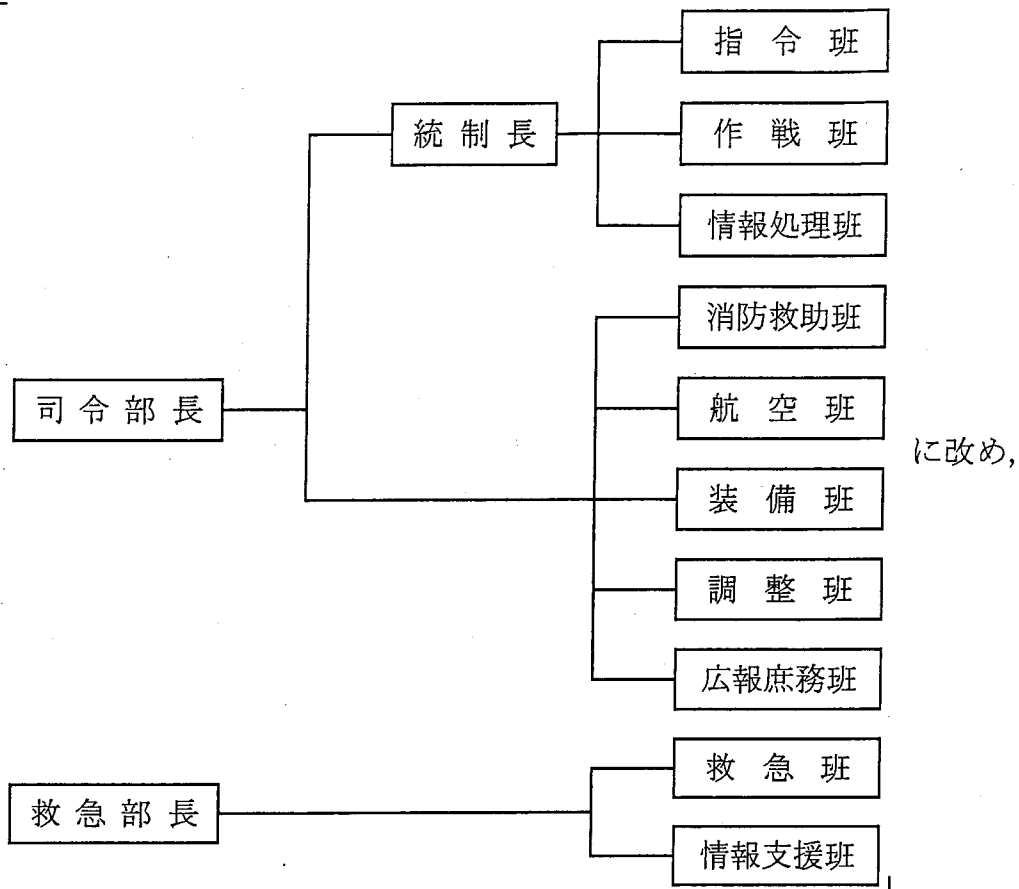
第16条第2項中「作戦統括を担当する」を削る。

第25条第1号中「警防司令隊長、副警防司令隊長及び警防司令隊員」を「本部指揮救助隊長、副本部指揮救助隊長及び本部指揮救助隊員」に、同条第2号中「災害情報管理課長」を「指令課長」に改める。

第27条の表警防司令隊の項中「警防司令隊」を「本部指揮救助隊」に改める。

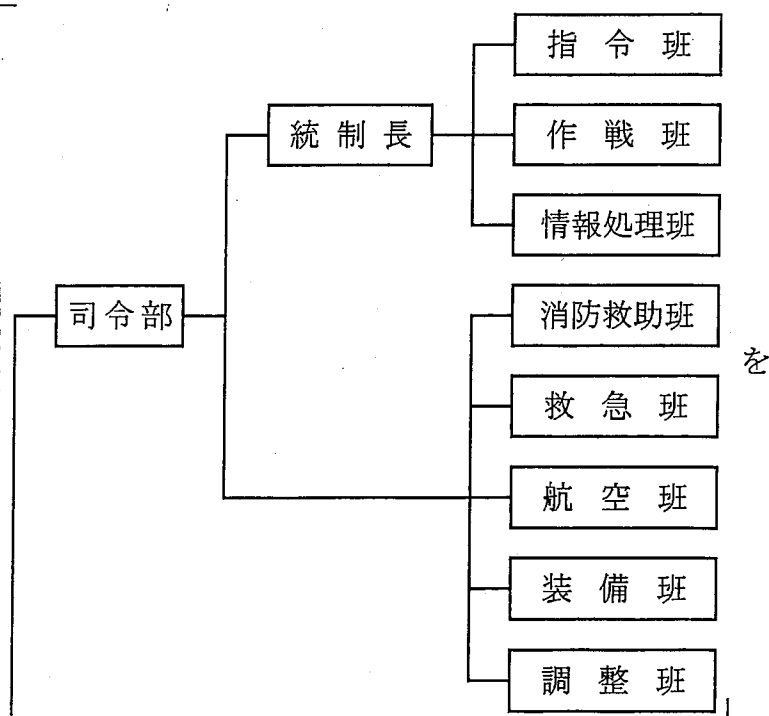
別表第1，2局警防本部の項中

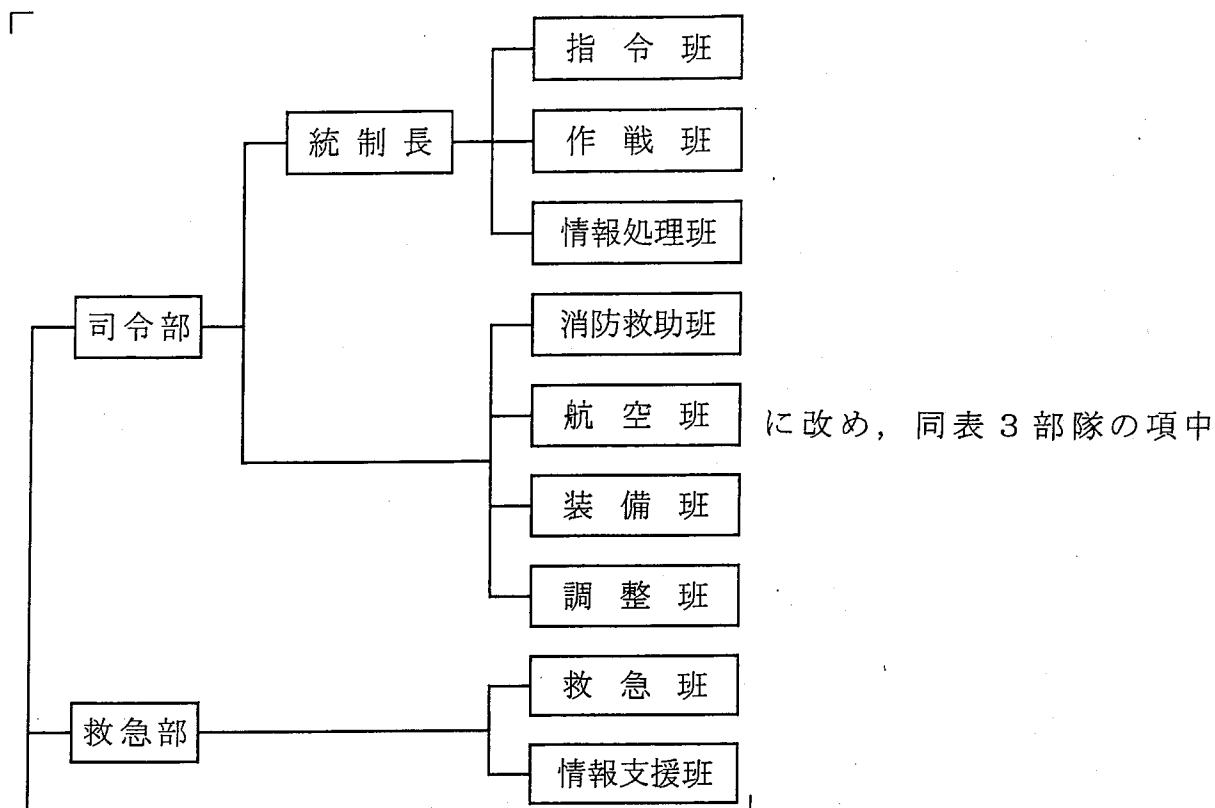




同表 2 部隊の項中「おおむね」の右に「本部指揮救助隊（救助を担当する隊） 1 隊，」

を加え，同表 3 局警防本部の項中





に改め、同表 3 部隊の項中

「おおむね」の右に「本部指揮救助隊（救助を担当する隊）1 隊、」を加え、同表 4 部隊の項中「警防司令隊 1 隊」を「本部指揮救助隊（指揮を担当する隊及び救助を担当する隊）1 隊」に改める。

別表第 2 中

救 急 班	(1) 救急対策に関すること。	を削り、
	(2) 救急器材に関すること。	
	(3) 保健福祉局及び医療機関との連携に関すること。	
	(4) 応急救護に関すること。	
	(5) 他都市消防応援部隊との連絡及び調整に関すること。	

調 整 班	(1) 部内及び他部各班との連絡及び調整に関する こと。	を、
	(2) 緊急消防援助隊等広域消防応援の運用に関する こと。	
	(3) 応援調整指揮本部の設置及び運営に関する こと。	
	(4) 他都市消防応援部隊誘導員の派遣に関する こと。	

調 整 班	(1) 部内及び他部各班との連絡及び調整に関する こと。	に改め、
	(2) 緊急消防援助隊等広域消防応援の運用に関する こと。	
	(3) 応援調整指揮本部の設置及び運営に関する こと。	
	(4) 他都市消防応援部隊誘導員の派遣に関する こと。	
救 急 班	(1) 救急対策に関する こと。	
	(2) 救急器材に関する こと。	
	(3) 保健福祉局及び医療機関との連携に関する こと。	
	(4) 応急救護に関する こと。	
	(5) 他都市消防応援部隊との連絡及び調整に関する こと。	
情 報 支 援 班	(1) 通信機器（無線機を含む。）の提供に関する こと。	
	(2) 通信施設及びコンピュータ施設の被害状況の把握 及び保全整備に関する こと。	
	(3) 情報処理班の支援に関する こと。	

(3) 通信機器（無線機を含む。）の提供に関する こと。	を
(4) 通信施設及びコンピュータ施設の被害状況の把握 及び保全整備に関する こと。	
(5) 緊急通行車両の確認に関する こと。	

(3) 緊急通行車両の確認に関する こと。	に改める。
--------------------------	-------

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第26条関係)

警防態勢の区分 部隊の種類 警防本部の区分等	第1号警防態勢					第2号警防態勢						第3号警防態勢					
	署 指 隊	消防隊	救助隊	救急隊	増設 部隊数	署 指 隊	消防隊	救助隊	救急隊	支援隊	増設 部隊数	署 指 隊	消防隊	救助隊	救急隊	支援隊	増設 部隊数
増強部隊数	(1)	19	1	6	27	(1)	37	2	8	1	49	15	47	3	8	99	172
局警防本部	(1)				(1)	(1)		(1)			(2)	(3)		(2)			(5)
署警防本部		19	1	6	26		37	1	8	1	47	12	47	1	8	99	167
署警防本部分別	北		1		1		2			1	3	1	2			8	11
	上京		1	1	2		2	1			3	1	3	1		8	13
	左京		2		1	3		5		1	6	1	5		1	14	21
	中京		2		1	3		3		1	4	1	3		1	9	14
	東山		1			1		2		1	3	1	3		1	4	9
	山科		2		1	3		3		1	4	1	4		1	5	11
	下京		1			1		2		1	3	1	2		1	9	13
	南		2		1	3		4		1	5	1	5		1	9	16
	右京		2			2		3			3	1	4			12	17
	西京		2		1	3		4		1	5	1	5		1	9	16
	伏見		2		1	3		5		1	6	1	8		1	11	21
醍醐		1			1		2			2	1	3			1	5	

備考 ( ) 内の数字は、本部指揮救助隊及び特別装備隊の数を示す。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)